

岩手県最低賃金が引き上げられています！時間額952円 10月27日～

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。
賃金締切日にかかわらず、10月27日以降は新たな最低賃金額が適用されます。
最低賃金額には、精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与は含みません。



必ずチェック！
最低賃金!
働く人と雇う人のためのルールです！
岩手県 最低賃金
令和6年 10月27日から 時間額 **952円** (59円UP)
最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

岩手県 最低賃金

最低賃金に関する特設サイト

賃金引上げ特設ページ



11月は「過労死等防止啓発月間」です。 しごとより、いのち。



「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

詳しくは、こちら

- 「過労死等防止のための取組」
- 長時間労働の削減
 - 過重労働による健康障害の防止
 - 働き方の見直し
 - 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - 職場のハラスメントの予防・解決
 - 相談体制の整備等



事業主の皆さん
労働者の方々が相談しやすい環境づくりが必要です。

労働者の皆さん
心身の不調に気づいたら、周囲の人や専門家に相談を。

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という意識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。



「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

ダメ、働きすぎ！



11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

労働基準監督署が相談をお受けします。無料 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00

0120-794-713

11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です！

労働条件相談 ぽっとライン 0120-811-610

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

確かめよう労働条件

働き方・休み方改善ポータルサイト



厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します

- 1 労使の主体的な取組を促進します**
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・普及等について、協力要請を行います。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します**
都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
- 3 長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します**
長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。
- 4 労働相談を実施します**
11月2日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局長の担当官が相談に応じます。
相談無料
令和6年11月2日(土) 9:00~17:00
0120-794-713
11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局長・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ぽっとライン」で相談をお受けしています。
相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します
事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」[委託事業]を開催します(無料でも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。
参加費無料
専用ホームページ ▶ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です！！
労働条件相談ぽっとライン 月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00
厚生労働省委託事業 0120-811-610

「いわて年末年始無災害運動」が始まります！ 11月は準備期間です

スローガン 「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」

実施期間 令和6年12月1日~令和7年1月31日
(準備期間 令和6年11月1日~30日)

- 各事業場の実施事項
- ア 冬季特有災害の防止
 - イ リスクアセスメント・危険の見える化の実施
 - ウ 「安全決意宣言」の実施
 - エ 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加